

桑名広域清掃事業組合資源循環センター ごみ処理施設整備運営事業

第3回管理運営協議会（令和4年6月）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、集合開催を中止し、代わりに委員の皆様へ資料配布を行い、意見を提出していただきました。

【報告内容】

◎令和3年度の運営状況について

（ごみ搬入量、運転・維持管理状況、環境管理状況、啓発業務状況）

◎令和4年度の子定について

（リサイクルプラザ改修工事、東員町道穴太弁天山2号線舗装工事など）

【委員からの主な意見に対する回答】

	ご意見	回答
1.	<p>・環境汚染に対する心配</p> <p>建設初期は機械も新しいので基準値も低いと思いますが年数が経つに従って汚染の数値も上がって来ると思っています。範囲も有ると思うので上限のギリギリまで使用しようと思うのが、利益を追究する企業の考え方だと思います。住民にしてみれば低い方が良いに決まっています。常に改善の意識を持って頂いて住民が安心して暮らせる環境作りをお願いします。</p>	<p>・20年間の施設保全計画に基づき適切なタイミングで点検、整備、補修、更新等を行ってまいります。安全・安心で信頼される施設管理運営に努めます。</p>
2.	<p>自治会の皆様からは現時点では、騒音、振動、悪臭、飛灰等の苦情はありませんので今後もすべてに管理運営をしっかりとやっていただきたい。</p>	<p>・引き続き地域の皆様にご迷惑をおかけすることが無いよう管理運営にあたってまいります。</p>
3.	<p>・環境管理状況については基準内で推移されますよう、今後も宜しく願いいたします。</p> <p>・施設の見学会について</p> <p>コロナ禍も縮小していきます。今後、自治会有志での見学会を計画したいと思います。その折には宜しく願いいたします。</p> <p>・令和4年度子定についても子定通り進捗されますよう願いいたします。</p>	<p>・引き続き環境基準を遵守してまいります。</p> <p>・見学会をご希望いただきありがとうございます。施設見学は常時受け付けております。ご子定が決まりましたら電話にてご予約いただきますようお願いいたします。</p> <p>・拝承いたしました。</p>

4.	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの搬入量が減少している。 <p>いいことですね、ごみの分別が進んできたのかな。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「こんなもの混ざっているんですよ展」の内容を教えてください。自治会で回覧したいと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の皆様に3R、循環型社会の形成を意識していただけるよう啓発業務を引き続き行ってまいります。 ・プラスチック製容器包装指定ごみ袋に入れられていた処理不適物で「えっ、こんな物が…」とってしまうものを集めて展示させていただきました。 <p>※ R3.3 月末にいなべ市が脱退により搬入量が減少。</p>
5.	<p>ごみ処理量が減少傾向であるため、今後も令和3年9月と同様、計画外停止を実施しなければならぬ場合もでてくるかと思えます。その期間を無駄にしないよう、計画外停止が発生した場合に実施するメンテナンス等の計画はありますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現状では計画外停止の予定はございませんが、停止時の基本的な整備項目に加え、次回整備時のリストを準備しています。計画外停止であっても、その期間を無駄にせず、整備を進めています。
6.	<p>ごみ収集車の交通マナーについて</p>	<p>組合へごみを搬入している一般廃棄物収集運搬許可業者に対して担当課より運転マナーを周知徹底し指導していただきました。</p>
7.	<p>ごみ搬入車に対し、通学路になっている区間では、スピードを出さないように注意していただきたいと要望させていただきます。(一部住民より搬入車の速度マナーが守られていないとの苦情を受けています)</p>	<p>特に桑名市嘉例川地区にある村前橋付近から中部コーポレーションの区間は、小学生の通学路となっている旨を伝え交通マナー等のスピードを遵守していただく様に担当課へ報告し収集運搬業者へ指導していただきました。</p>
9.	<p>東員町道穴太弁天山2号線の舗装工事について</p>	<p>東員町道穴太弁天山2号線の一部の舗装工事は完了しております。未舗装部分については今後、施工業者が決定し本年度末には完成する予定です。</p>

桑名広域清掃事業組合資源循環センター
管理運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 桑名広域清掃事業組合ごみ処理施設整備運営事業に関し、株式会社くわなEサービスが管理運営する桑名広域清掃事業組合資源循環センター（以下、「資源循環センター」という。）の安全確保及び地域の環境保全に資するため、ごみ処理施設整備運営事業管理運営委託契約書第39条の規定により、資源循環センター管理運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について、報告・協議を行うものとする。

- (1) 資源循環センターの適正な管理運営に関すること。
- (2) 資源循環センターの運転・維持管理に関すること。
- (3) 資源循環センターの危機管理体制に関すること。
- (4) 資源循環センター周辺の安全確保及び環境保全に関すること。
- (5) 情報の提供に関すること。
- (6) その他資源循環センターに関すること。

(委員)

第3条 協議会議長は学識経験者から選出する。

2 協議会委員は次の各号に掲げる者の中から20人以内とする。桑名広域清掃事業組合管理者と議長による協議の上、議長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 桑名市及び東員町の住民
- (3) 桑名市及び東員町の職員
- (4) 桑名広域清掃事業組合の職員
- (5) ごみ処理施設整備運営事業受託事業者

3 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

4 任期は2年とし、再任することができる。任期途中で委員を変更する場合、後任委員の任期は前任委員の任期までとする。

(協議会の開催)

第4条 協議会は議長が招集する。

2 協議会の開催回数は原則として年2回とする。

3 議長は、必要があると認めるときは、第2条に定める事項に関し専門的知見を有する者の出席を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第5条 第3条第2項第1号及び同第2号の委員に対する報酬及び費用弁償は、株式会社くわなEサービスが別に定める。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、桑名広域清掃事業組合と株式会社くわなEサービスが、協議により処理する。なお、庶務には会議録の作成を含むものとする。

2 前項の会議録は公表するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は協議会において別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。